



**ゴミの野焼きは法律で
禁止されています**

少しだから、面倒だからと、簡単にゴミなどを燃やしていませんか？野外での焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一定の例外を除いて禁止されています。

生活環境に支障がない場合に限り、例外として認められているのは左記のとおりです。
☆災害の応急対策、火災予防訓練

☆正月のしめ縄などを焼く、宗教、風習的なもの
☆農林業を営むためにやむを得ないもの

※例外的に認められるだけで、野焼きを推奨しているわけではありません。

市民生活課

環境企画・公書担当

☎32・2147

**成人式の司会者と
ピアノ演奏者を募集**

成人式を迎えられる皆さん、一生に一度の記念に式典の司会・ピアノ演奏をしてみませんか？

【募集人数】

☆式典司会 男女各1名
☆ピアノ演奏（君が代）1名
【申込締切】11月29日（金）まで
※希望者多数の場合は抽選。
※成人式当日までに数回の打合せとリハーサルを行います。

**平成26年
小松島市成人式日程**

▼日時 平成26年1月12日（日）
午後1時式典開始

▼場所 市総合福祉センター

式典の司会・ピアノ演奏のお申し込みは、市生涯学習課（市立図書館3階 TEL32・2700 / FAX33・1230）まで。



**子ども・若者育成支援
事業に参加・協力を！**

内閣府は11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、子どもや若者の育成支援に対する理解を深めるとともに、青少年の社会的自立支援の促進や、生活習慣の見直しと家庭への支援に努め、国民運動の一層の充実と定着を図ることとしています。その趣旨を踏まえ、本市においても次の事業を予定しています。

《街頭キャンペーン活動》

11月5日（火）

◆市役所玄関前

午後1時30分～

◆ルピア&キョーエイ入口前

午後2時～

青少年育成

小松島市民会議

☎32・1398



**11月は児童虐待防止
推進月間**

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、深刻な児童虐待事件は後を絶たない状況であり、児童虐待問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

小松島市でも、横断幕・幟・ポスター掲示などにより児童虐待防止の啓発運動を推進しています。この機会に児童虐待について一緒に考えてみませんか。

**平成25年度児童虐待防止
推進月間標語**

さしのべた
その手がごどもの
命綱



ご相談は、市児童福祉課子ども家庭支援室（市役所1階 ⑩番窓口 TEL32・2114 / FAX32・3818）まで。

**裁判員候補者名簿記載
通知を発送します**



裁判員候補者名簿記載通知とは、平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方を対象に送付され、来年2月頃から平成27年2月頃までの期間中に裁判員に選ばれる可能性がある旨を事前にお伝えする通知のことです。

※この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありません。

【通知時期】11月中旬

裁判員制度は、国民の皆様のご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、徳島地方裁判所 ☎088・603・0111）まで。